

警察庁政策評価研究会  
第33回議事録

平成29年2月8日開催

警察庁長官官房総務課

## 第33回警察庁政策評価研究会

### 1 日時

平成29年2月8日（水）午後2時58分から午後4時05分までの間

### 2 場所

警察庁庁議室

### 3 出席者

#### ○ 委員（五十音順）

江尻 良 東海旅客鉄道株式会社執行役員管財部長  
櫻井 敬子 学習院大学法学部法学科教授  
妹尾 堅一郎 特定非営利活動法人産学連携推進機構理事長  
田辺 国昭 東京大学大学院法学政治学研究科教授  
前田 雅英 日本大学大学院法務研究科教授（座長）

#### ○ 警察庁

三浦 正充 官房長  
斉藤 実 総括審議官  
鈴木 三男 政策評価審議官兼官房審議官（生活安全局担当）  
大澤 裕之 サイバーセキュリティ・情報化審議官  
西川 直哉 官房審議官（犯罪被害者等施策担当）  
高木 勇人 官房審議官（刑事局・犯罪収益対策担当）  
長谷川 豊 官房審議官（交通局担当）  
白川 靖浩 官房審議官（警備局・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会担当）  
塚原 秀利 技術審議官  
太刀川 浩一 交通規制課長  
杉本 伸正 総務課警察行政運営企画室長  
河合 潔 警察大学校警察政策研究センター所長（オブザーバー）  
小嶋 典明 科学警察研究所総務部長（オブザーバー）

### 4 議題

- (1) 平成29年度政策評価の実施に関する計画（案）について
- (2) 平成29年度実績評価計画書（案）について
- (3) 事業評価書（指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務・事業）（案）について
- (4) 事業評価書（道路交通法の一部を改正する法律（平成21年法律第21号）により新設された規制）（案）について
  - ・高齢運転者等専用駐車区間制度の導入

### 5 報告事項

- ・平成28年中に実施した事前評価について

(杉本警察行政運営企画室長)

それでは、定刻にはまだ早いですが、櫻井先生が前の会議の関係で少し遅れての御参加ということでございますので、第33回警察庁政策評価研究会を始めさせていただきたいと思います。

総務課警察行政運営企画室長に着任しました杉本でございます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

また、昨年8月に、官房長に三浦が着任いたしました。

始めに、官房長の三浦から御挨拶申し上げます。

(三浦官房長)

警察庁の三浦でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

本日は、大変御多忙の中、政策評価研究会に御出席賜りまして誠にありがとうございます。

昨今の治安情勢につきまして、簡単に御説明したいと思います。

昨年の刑法犯認知件数は、99万6,204件、戦後初めて100万件を下回る結果となりました。そして、交通事故の死者数につきましても3,904人で昭和24年以来ですが4,000人を下回る結果となりました。数値的には、治安情勢が改善に向かっておりますけれども、個別に見ますと、東京オリンピック・パラリンピックを3年後に控えての開催、サイバー空間の脅威の拡大、またDV、ストーカー、あるいは特殊詐欺、また昨今の高齢運転者対策といったことで課題は数多くございます。私ども警察といたしましては、国民の安全・安心を守るために引き続き尽力をしております。そうした中で政策評価につきましては、これまで委員の先生方から大変貴重な御意見を賜りながら、評価の実施結果あるいは評価結果の施策への反映等につなげてきたというところであります。本日も評価のなお一層の充実に向けまして、皆様の忌憚のない御意見を賜りまして、ひとつよろしくお願いいいたします。大変簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。

(杉本警察行政運営企画室長)

時間の関係上、その他の人事異動に伴う庁内の出席者の変更につきましては、お手元の座席表を御覧いただければと思います。なお、総務課長の直江でございますけれども、国会対応の関係で急遽欠席をさせていただいております。あらかじめ御了承ください。

それでは、私の方から議題と資料について御説明いたします。

本日は、議題が4点、報告事項が1点ございます。

議題のうち2点は、政策評価の計画に関するものでございます。

平成29年度に評価対象とする政策を定めた「実施計画」及び「実績評価計画書」の案を作成しております。

議題のうち残りの2点は、平成27年度までを対象期間として実施した「事後評価」に関するものでございます。

最後の報告事項は、本年度中に実施した「事前評価」に関するものでございます。

次に、配布資料の説明をさせていただきます。

資料1は、1つ目の議題であります「平成29年度政策評価の実施に関する計画（案）」でございます。

資料2は、2つ目の議題であります「平成29年度実績評価計画書（案）」でございます。関連資料としまして、資料3「平成29年度実績評価計画書（案）の業績目標等に関する前年度対照表」を配布しております。

資料4及び資料5は、3つ目及び4つ目の議題であります「事業評価書（案）」であり、それぞれ、資料の1枚目に要旨を付けております。

最後に、資料6は、報告事項であります「平成28年度中に実施した事前評価について」の事業評価書であります。

もし、足りない資料等がございましたら、事務局の方までお申し付けいただければと思います。

それでは、これより前田座長の司会によりまして、議事進行をお願いいたします。

（前田座長）

はい。

資料は、過不足なく行き届いていますでしょうか。

それでは、早速ですけれども議題に入りたいと思いますが、その前に、この研究会は国の治安に関する事柄を取り扱う関係上、研究会自体は一般公開はしていません。ただ、議事録については、事務局で案を作成した後に、各発言者が内容を確認した上で、警察庁のウェブサイトに掲載するというようになっております。これはもう今までずっとやってきましたので御了承いただきたいと思います。

それでは、議事に入ります。

まず、議題1と2について、これを合わせて杉本室長の方から、説明をお願いいたします。

（杉本警察行政運営企画室長）

はい。それでは、資料に基づきまして御説明いたします。

まず、議題1「平成29年度政策評価の実施に関する計画（案）」について、資料1に基づき御説明いたします。

ここでは、2の「事後評価の実施に関する計画」について御説明いたします。まず、(1)の「実績評価方式による評価」について、29年度においては、別添1のとおり、28年度を評価期間とする評価書を作成することとしております。

また、別添2のとおり、29年度を評価期間とする評価は、本年度と同様の基本目標等について、30年度において実施することを予定しております。この評価の計画書となる「平成29年度実績評価計画書（案）」につきましては、後ほど議題2として、御説明いたします。

次に、(2)の「事業評価方式による評価」につきまして、別添3のとおり、29年度においては、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律により新設された規制」について評価を実施することとしております。

また、29年度までを評価期間とする評価としては、「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律」により新設された規制について、実施することを予定しております。

続きまして、議題2の「平成29年度実績評価計画書(案)」についてでございます。資料3を御覧ください。昨年同様、評価に当たっては、外的要因の状況その他の参考指標についても業績指標とともに総合的に見ていくこととしております。

変更点とその理由については右側の欄に示してあります。そのうち主なものについてのみ説明をしております。単なる表現振り等の変更については説明を省略させていただきたいと思っております。

まず、1枚目でございます。1枚目の基本目標1・業績目標1「総合的な犯罪抑止対策の推進」につきましては、業績目標に関連しまして、少年保護対策の度合いを測る参考指標として、「児童が被害者となる犯罪の検挙件数及び警察から児童相談所に通告した児童数」を追加いたしております。

続きまして、業績目標3の「悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止」の部分でございますけれども、業績指標として「犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数」を設定しておりましたけれども、これは警察の取組状況を示す指標であることを踏まえ、参考指標に変更いたしております。

そして、資料の下の方でございます基本目標2・業績目標4の「捜査への科学技術の活用」につきまして、参考指標としてこれまで「情報技術解析件数」というものを設定しておりましたけれども、捜査への科学技術活用の度合いをよりの確に表す指標にするために、これを「不正プログラム解析件数」に変更いたしております。

では、2枚目に移らせていただきます。

基本目標3・業績目標2「国際組織犯罪対策の強化」につきましては、業績指標①から業績指標③までそれぞれの達成目標において、従来「過去5年間の数値に係る回帰直線上の値」で評価しておりましたけれども、より一般の国民の方に分かりやすいものとして「過去5年間の平均値」に変更いたしております。

次に、3枚目に移らせていただきます。

基本目標6・業績目標1「犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実」につきましては、第3次犯罪被害者等基本計画における具体的指標に合わせて、被害者の精神的支援に係る業績指標として、「犯罪被害者等の利用するカウンセリング等心理療法の費用負担軽減状況」を追加しております。

次に、業績指標で従来ありました「犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施件数」及び「犯罪被害者に対する公費負担制度の運用状況」につきましては、対象事件数の算出が困難であるなど、評価の指標としては必ずしも適当ではないことから、参考指標に

変更いたしております。

同じく、業績指標でありました「関係機関・団体等との連携状況」につきましては、警察庁の取組によって左右される数値でないことから、評価の指標としては必ずしも適当ではないということで、参考指標に変更しております。

また、業績指標でありました「被害者連絡制度の実施状況」及び参考指標でありました「指定被害者支援要員制度の運用状況」につきましては、既にいずれも全国的に定着をしているということで削除をいたしております。

主な変更点については、以上でございます。

(前田座長)

どうもありがとうございました。

議題の1と2をまとめて御説明いただきましたけれども、まず議題1の29年度政策評価の実施に関する計画(案)について、何か御質問とか御意見等はございますでしょうか。

(妹尾委員)

素朴な疑問なんです。基本目標5の「国の公安の維持」、これは非常に重要なことですが、2020年のオリパラに向けて次第に準備が始まっているという認識を一般の我々はしているわけです。そこへ向かって、もうそろそろこういう施策とかこういう観点から見なくちゃいけないのではないかと、というようなものをここ1、2年置いてもよいのかなと思うわけです。ここの中に全部入っているというわけですね。それが特別に強調してあってもよいのかなと素朴に思うのです。単純な疑問なんですけれども。

(白川警備局・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会担当審議官)

御指摘の1つは、今のオリンピック・パラリンピックの準備状況について申し上げますと、東京都の大会ということもあり、そしてまた会場の変更とかもありまして、大枠のところが決まらないと。警察的には新たな要因としまして、会場が広がったことにより神奈川県警とか埼玉県警、千葉県警等、東京だけでは収まらないような話になってきて、正直なところ、その様子見をしていたという経緯がございます。ただ、これは政府としても大きな取組でありますので、徐々に政府全体の中でいろいろな枠組みなり基本方針というのが固まってきておりますので、そういった形での政策評価を受けるようなことも必要になってこようかという風には思っておりますが、まだ正直なところ、固まっていないというのが1つと、あともう1つは私どもは昨年、警察白書でも特集させていただいているのですが、国際テロ対策というのが非常に大きな要素だと思っております、その評価につきましては、この中には入っておりますのでございまして、若干その今の時期に明確に申し上げられないところがあるのですけれども、かなりの部分で国際テロ対策としては入っているのかなというような認識はしております。

(前田座長)

この各年度の政策評価というものとそれ以外になるオリパラに向けての対策みたいなものというのは、性格というか、そういったものが評価として各年度毎の政策評価とは警察庁としては別に考えているということであって、ここでやってもよいけど、熟してないから、そこまではこの計画はいじらないで今までどおりのものでやるといことなんですかね。

(白川警備局・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会担当審議官)

そうですね。今、申し上げた国際テロ対策というものはどちらかというと永続的と言いますか、不断にやっていかなければならないということではありまして、正に座長の御指摘のとおり、オリンピック・パラリンピックは2020年には終わるもの、あるいはそれに向けてどうやっていくかということでもありますので、どちらかというと単発的なものについてどう評価するかというのは、今後の課題として考えさせていただかないといけない部分かなと思います。

(三浦官房長)

2020年度の計画の際には、ちょっとそこは少し工夫をする必要があるのかなと思いますが、現時点においては、基本的には国際テロ対策などを進めていくことが、そのままオリンピックにつながるという位置付けでの年間通じての目標として、基本目標の中に入れてあるというスタンスであります。

(前田座長)

よろしいでしょうか。

ほかに、御質問だけでなく御指摘でもあれば、いかがでしょうか。

(江尻委員)

質問と言いますか、意見になるのかもしれませんが、交通事故の基本目標の中で「安全かつ快適な交通の確保」の中にいわゆる高齢者の事故防止ということで、指標としては70歳以上の事故死傷者、事故件数なんかを拝見いたしますと、免許保有者は非常に増えていくのですが、少しずつ事故の死亡者とか10万人当たりで減っていると、いろいろな対策が効いているという部分もあり、あるいはこれから対策をし、していかなければならないという2つあるかと思うのですが、なかなかこれって政策評価という点では非常に多様なソフト、ハードを合わせた対策ということが必要になってくると思っ  
ているんです。

警察庁の方で、例えば認知症の検査をすとか免許の返納をすとかそういうところだけではなくて、いわゆるハード的な、自動運転までは行きませんが、自動ブレーキとかいろいろなセンサーとか、どちらかというと自動車メーカー等のできるだけ安価で良い物を作っていただいて、それをできるだけ普及させるという取組が必要となってくるものと思っております、そういうことに対する、他省庁に関わるかもしれませんが、連携というものをどんどんやっていただいでですね、国民の関心は非常に強く、メ

ディアも割と最近この1年は、高齢者の事故の問題を取り上げられているので、今期においてもそういうことをやっていただければなというように、これは意見といたしますか、思っております。

(長谷川交通局担当審議官)

交通局担当審議官でございます。

正に御指摘ございました高齢者対策、大変重要な課題だと認識しておりまして、正に昨年の秋以降、高齢者の事故が続いて起こっていきまして、社会的な関心も大変高まっている中で、昨年11月に総理を筆頭に関係閣僚会議を開催しまして、その下にワーキングチームが結成され、そしてその場では関係省庁が集まっていろいろな角度から検討をしていくことにしております。その流れの中で、警察庁といたしましても有識者の方々に御意見を広く伺うという場を設定いたしまして、この1月にその第1回を開催してございます。こういったいろいろな角度から関係省庁も連携をして、今御指摘のあったような警察庁のソフト面だけではなくて、やはり自動車の技術の面も含め、あるいは地域のいろいろな角度、こういう様々な角度で検討していかなければならないということで、その一定の方向性を6月を目途にお伝えしていく必要があるのではないかとということで、関係省庁でもって検討を進めているところでございます。当面は、有識者会議の中で正に様々な御意見を伺うこととしておりまして、例えば、今度来月から改正道交法の施行がございまして。この中で、高齢運転者対策について、強化と言いますかしっかりと進めていくということで、まずはこの施行をしっかりとやっていくということでございますけれども、そのほか、技術面で自動ブレーキ等いろいろなアシストする機能が開発されていますので、そういったものをそういったことで進んでいくということも含めて、政府全体でもってこういった対策を進めております。

(前田座長)

議題の4でもですね、関係する議論があるかと思っておりますけれども、今の説明はよろしいでしょうか。

(江尻委員)

議題4の方でも、同じようなことを申し上げようかなと思っていましたので。ありがとうございました。

(妹尾委員)

基本目標7のところですが、IT社会の実現という・・・。

(前田座長)

先生、今、実績評価計画書の方へ行かれているということでよろしいですか。どうぞ、よろしいですよ。

(妹尾委員)



すみません。

毎回サイバー空間だけじゃないですよと言っています。もうサイバーはサイバー、リアルはリアルではなくて、世界の動向はサイバーとリアル、産業上の言い方は「サイバーフィジカル」と言うのですけれども、その犯罪などが非常に多くなってきています。だけど、ここの中の話が、サイバー上だけでどうだとか、ネットでバンキングのところはどうだとかにとどまっています。例えば、企業に対して攻撃があるとか、それによって誤作動を誘発するようなテロのやり方も、これは世界のいろいろなところであるものです。これが、この目標なんかや指標の中で必ずしもカバーしきれていません。ここをどういう風に見ていくかということを考えないといけないというのが1つ。

もう1つは、逆にネットの情報を、例えば、Y o u T u b eを見てたら、とんでもないやつらがオートバイに縦に乗っかって走っているから、よくよくチェックして後で捕まえたというようなニュースが流れています。逆にネットを通じて犯罪の摘発をするようなものとか、そういう状況も出てきています。その辺もI T社会における捜査というか、それらを併せて警察がI Tとの付き合い方をどうするかというところまで、もう一歩進められないかなというのが素朴な疑問であります。

(大澤サイバーセキュリティ・情報化審議官)

指標の中で、どういう風に表現していくかというところは非常に難しいところがあるかと思えますけれども、私どもがやっております各種の会合とか産業界を含めた枠組み等で手を打ち始めているところでもあります。最近ですと、去年辺りI o Tの関係で「M i r a i」というウィルスがありましたけれども、いろいろなものに感染し得る状況がありますので、そういったことがあり得るということ意識した取組が必要と考えております。

それから、ネット情報を通じてという、それそのものではないのですけれども、従来からあります取組として、インターネット・ホットラインセンター辺りにあります各種情報というのは、分類に応じて各種の捜査活動等に活用しておりますし、捜査員全体のI Tスキル自体も昔よりは上がってきておりますので、その辺はカバーしているところでもあります。

(妹尾委員)

業績目標として書くときに、どういう書き振りでカバーできるのかというところをもう一工夫が必要という時期になってきています。もう少し工夫していただきたいです。

(大澤サイバーセキュリティ・情報化審議官)

この取組状況の中で、今の御趣旨を踏まえた、こういう取組があったということできないかというところを考えてみたいと思います。

(前田座長)

業績目標としては、「サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止」となっています。サイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止、それからサイバー空間そ

のもののセキュリティに限らず、御指摘のあったようにいろいろなところに出てきているわけですが、リアルな空間とサイバーとが不可分になっていて、サイバーを通じてリアルな空間を守るということです。今まではサイバーを使った犯罪をどう対処しようかとか、サイバーを使った攻撃にどうしようかということですが、その前提としてサイバーに関するインフラをどう守ろうかというのは前からあったわけですが、サイバーを使っただけの安心・安全を作るとか、もっと根本的には今回一番難しいのかもしれないですけれども、サイバー問題を、基本目標を作るときには生安なのか情通なのか警備なのか公安のかと、どうしても縦割り型で業績目標を作っていきますけれども、今の御指摘は、あらゆるものにサイバーが関わってきていて、刑事もサイバー抜きで刑事捜査はあり得ないし、組対も薬物だって銃器だってサイバー捜査が非常に大きなウェイトを占めるようになってきています。そういう中でもうちょっと骨組みが、今回はちょっと難しいかもしれませんが、そういった視点を警察庁として持っていただきたいという御指摘だと思います。頭に入れておいてほしいのです。

(妹尾委員)

おっしゃるとおりです。毎回少しずつ御指摘させていただいているところで、なかなか難しいとは思いますが。座長のおっしゃるとおり、サイバー空間だけで閉じた世界を守るのではなく、サイバー空間には全部入ってきますから、攻撃の犯罪だけじゃなくて、それで守るという感覚です。I o Tはセンシング（が起点）ですから、プライバシーの侵害にもなるし、凶悪犯罪の予防にもなります。そういう時代なんですよ。その枠組みは早く作った方がよいですよ。

(前田座長)

刑事局絡みでも、今度の3月に出るGPS捜査の判決がどうなるかとか、捜査手法全般に大きく関わるので、そこをちょっと視野に入れておいていただきたいです。

こういう政策評価でどう書いていくかというのはまた難しい問題があるのでしょうか。是非御検討いただきたいです。

どうでしょうか。議題の1、2まとめて御質問・御意見等あれば。

(田辺委員)

それでは、3点ほどお伺いしたいところがございます。

1つは、基本目標1・業績目標1のところの児童ポルノ、それから児童虐待の検挙件数と児童相談所に通告した児童数というのを参考指標の方に入れてあるのですが、事前分析表の方を見ますと、警察で載せている犯罪の指標自体は大体良好になっているのですけれども、この児童ポルノと児童相談のところの件数というのはここ5年くらい軒並み上がっている。1つは、これなんなんだろうなというのが具体的な御質問でございます。それはある意味、この参考指標を設定するときどういう考え方なのかなということをお伺いしたいということでございます。つまり、これは実態は児童ポルノという、実態はものすごく広がってきたのか、それから2番目はもともと実態はあったけどそれを表に犯罪として見えるようになってきたのか、それとも3番目として、警察の側の検

挙の努力というのが非常に傾注するようになって、それでこういう数字が増えてくるようになったのかということ、ある意味こういう参考指標の中で検挙件数とかを出してくるのは、良くなってくることを前提にした参考指標が多いと思うのですが、どこがどう変わってこういう上昇になったのかということをお伺いしたいというのが質問の1つです。それでこの参考指標の持つ意味というのがちょっと変わってくるのかなというのが1点目です。

それから2点目は、今回参考指標として変更いたしました不正プログラムの解析件数ということであり、これいくらか従来ですと、都道府県警全体の情報技術解析件数であったのですが、それがあある意味当たり前になり過ぎて意味がなくなっているということでこちらの不正プログラムの解析件数というところに変えたのだと思いますけれども、ただこれ2つありまして、1つは、警察庁に県警からお願いという形で来たもので、逆に言うと都道府県警全体の動きがあまり見えなくなるという側面があるのではないかとというのが1つ。それから2番目として、これ不正プログラムの解析のところ限定していますので他の情報機器等のいろいろな技術を使って解析するものいろいろあると思うのですが、不正プログラムというものにライトを当てる意味というわけではありませんけれども、重要性というのはどのくらいのものかなというのがお伺いしたいというのが、この不正プログラムに関するところでございます。

最後に3点目ですけれども、業績指標の中で基本目標6ですけれども、犯罪被害者等の利用するカウンセリング等の心理療法の費用負担軽減状況というやつです。警察の方でもこういう被害者のカウンセリングというところに重きを置いていただいて、それを指標として把握しようというところは非常に良いかなとは思いますが、何が聞きたいかというと、この公費負担というのは要するにお金がかかることですから、財政措置がどうなっているのかということ、これは地方単独事業で警察は全然補助金を出さないでやれやれって言っているのか、それとも補助金を出しているのか、それとも補助金は出さないけれども交付税措置の中に入れ込んでもらおうと頑張っているとか、いくつか中身があるかと思うのですが、その中身はどうなっているのかなということをお伺いしたいのが3点目です。

(前田座長)

では、1点目の児童ポルノから。

(鈴木政策評価審議官兼生活安全局担当審議官)

1点目の児童ポルノ、児童虐待の関係ですが、今、御指摘いただいたように刑法犯全体の件数は15年以降ずっと減ってきているというような中にありまして、児童虐待についてもそうでありまして、DVとかストーカーとか、その種の取扱いが非常に増えております。それについては、生の実態として、実態が増えているのかということ、正直に申し上げれば明確には分からない状況にありまして、我々としては生の実態が増えているというよりはむしろ警察にしろ、行政機関それぞれがこういったものに対する取組をきちんとするようになってきていて、それに対していろいろ犯罪として取り上げるということも明確になってきていて、相談等も従来よりも受けやすく、またしやすくな

っています。もちろん、警察も含めて行政機関も取組を強化していくようになりますので、こういったことが国家を通して取扱い自体が増えていったのが大きいのではないのかなと考えます。

それで児童ポルノにつきましても、実態がどうかというのが飽くまでも我々は検挙したものしか分かりませんので明確には分かりませんが、これは推測もかなり入っておりますが、実態としても増えてきている部分もあるのではないかなと。ただこれにつきましても、いずれにしてもいろいろな形で警察も含めて取組を強化しておりますので、それらが件数にも関係しているのかなというところです。参考指標という形にしておりますのは、飽くまでも検挙等の件数でありますので、それがどういう意味を持つのかというにはなかなか明確には難しく、これが多ければよいというわけでもない部分もございますので、参考指標ということで今回させていただきました。

(前田座長)

では、続いて、不正プログラムの問題ですね。

(高木刑事局・犯罪収益対策担当審議官)

従前の情報技術解析の件数を取っていたという経過、経緯でありますけれども、警察庁の組織である都道府県情報通信部、この辺が当時はやっていた経緯がありまして、ところがやはり裾野を広げていこうということで、都道府県警察でもできるようにしていこうということで人数を増やしたりだとか、資機材の整備を促進したりだとかいったことで、実際は都道府県警察の方でもかなりの部分を担うようになってきたという実情がございます。警察全体における情報技術解析というのは把握もしにくくなってきているのもありますし、それを把握するというよりも、最近、警察庁の技術部門として特に力点を置いて、正に国としてやる、より高度な技術の必要な不正プログラムの解析といったものを指標にするのが適切ではないのかという検討の結果でございます。

(前田座長)

よろしいですか。それでは3点目。

(西川犯罪被害者等施策担当審議官)

犯罪被害者等施策担当の西川でございます。

犯罪被害者は、非常に心に傷を負っている方が多いということで、カウンセリングなどの施策が有効ではないかということでその普及に努めているところでございます。やはりお金がかかるものがございますから、その負担を軽減するためにこのような施策を実施しているところでございます。まだ13県しかこの制度をしておりませんので、全国展開が課題になっておりまして、警察庁といたしましても、この全国展開を支援していくために2,800万円の補助金を支出しておりまして、措置をしております。

(前田座長)

よろしいでしょうか。

(田辺委員)

少ないなという感じはしますけれども、  
分かりました。ありがとうございます。

(前田座長)

ほかに何か。どうぞ。

(塚原技術審議官)

今の2点目の御質問ですけれども、情報技術解析件数を不正プログラム解析件数に変更した経緯について担当の審議官から御説明がありましたけれども、先生が最初に御質問されたなぜ不正プログラムの解析というものに焦点を置いたのかということですが、ちょっと補足させていただきたいのですが、こういった不正プログラムはそもそも何かと申しますと、代表的なものはコンピュータウィルスのようなものがありますけれども、ワームでありますとかボットと言われるような遠隔操作するようなものがどんどん形態を変えて増えてきているわけですが、それを悪用される犯罪というのは、単なるネット上の問題だけではなくてリアルの世界、インターネットバンキングにおいて、そういった不正プログラムを悪用した犯罪をなされるように様々な形で不正プログラムというのが使用されています。これらがどういった働きをしているかを解析することとは犯罪捜査にも非常に重要な役割を担うということで、先端技術がどれだけ捜査に活用されるということを示す指標としましては簡単なものではなくてこういった着実に増えつつあり高度な技術を要する不正プログラムの解析というのが参考指標としては適切なものということでございます。

(前田座長)

ありがとうございます。よろしいですか。

ほかにこの29年度の実績評価計画書の新しくなった点を示していただいておりますが、この修正を加えた上で、29年度の実績評価計画書は行きたいということでしょうか。

それでは、議題の1と2ですが、これは御説明いただいたということでこれで進めていただくということで、次の議題に移ってまいりたいと思います。

議題の3と4ですね、これについても3と4をまとめて事業評価書という形でまとめて杉本室長の方から御説明いただければよろしいでしょうか。

(杉本警察行政運営企画室長)

はい。議題3については私の方から、議題4については交通規制課長の方から説明いたしたいと思います。

それでは、まず議題3について御説明いたします。

資料4「事業評価書（指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務・事業）（案）」と書いてあるものですが、こちらを御覧いただければと思います。お手元の1枚

ものの資料に記載されていますように、平成18年の閣議決定がございまして、これに基づいて、指定等法人が実施する事務・事業について政策評価を実施することと定められています。初回の評価は平成23年度中に行うものとされておりまして、そこから5年が経過している状況でございます。こちらにも書いてありますように少なくとも3年ないし5年ごとに政策評価を実施することになってございますので、前回の評価から5年が経過するというこの時期に、事業評価を実施するものでございます。

評価の対象となりますのは、一覧のとおり、13の事務・事業であります。時間の関係上、最初の1と書いてあるところに絞って御説明をしたいと思っております。評価書1ページを御覧ください。「警備員の検定に関する講習会」についての政策評価であります。

最初の1ということで「評価の対象とした政策」では、根拠法令や法人名等を記載しております。制度の概要といたしましては、「都道府県公安委員会は、警備員の直接検定を行うこととされているところ、国家公安委員会の登録を受けた者が行う講習会の課程を修了した者については、当該検定の全部又は一部を免除することができる」とされています。

2の「評価の観点」では、この制度を必要性及び有効性の観点から評価することを明記しております。

3の「効果の把握の手法及びその結果」では、まず「(1)効果の把握の手法」として「検定合格証明書の交付状況」、それから「直接検定及び警備員特別講習事業センターの講習会の実施状況」を把握することとし、それぞれの結果を「(2)結果」の欄に記載しております。

そして、3ページにあります8としまして「評価の結果」において、総合的な評価結果を記載しております。

その内容でございますけれども、警備業務の実施の適正を図るためには、一定の知識能力を有する警備員が十分に確保されている必要があるため、検定取得者の人数を増やす必要がありますが、直接検定に比べて、講習の受講者数は多く、検定取得者の増加に寄与しております。また、「効果」の講習の修了率は、7割程度と厳格な審査を行っており、必要性及び有効性は高いものと認められます。このような形で評価を行っております。

これが13の事務・事業の1つで「警備員の検定に関する講習会」ということでございますけれども、残る12の事務・事業につきましても、この資料に記載されておりますとおり、同様の手法によって政策評価を実施しているものでございます。

議題3についての説明は以上であります。

続けて、議題4につきまして、交通規制課長から、御説明をお願いいたします。

(太刀川交通規制課長)

事業評価書「道路交通法の一部を改正する法律（平成21年法律第21号）により新設された規制」について御説明いたします。

評価書と要旨はほぼ同内容ですので要旨に従って説明をしたいと存じます。

「評価の対象とした政策」は、高齢運転者等専用駐車区間制度に関する規制ということでございます。これは、平成21年の道路交通法の改正により新たに設けられた制度で、翌年平成22年4月から施行されています。28年3月までの6年を評価の期間としております。これも先ほど少し出たところですが、今度29年3月から施行される改正と同様、高齢運転者等に着目した制度でございまして、特に身体機能の低下等運転に影響を与えるおそれのある高齢運転者等を支援するための制度でございます。公安委員会が道路標識により指定した場所では高齢運転者等が運転する普通自動車に限り駐停車をすることを可能としたものでございます。

ここで言う「高齢運転者等」は下の※印のところで説明がございしますが、普通自動車対応免許、つまり普通自動車を運転することのできる免許の保有者で70歳以上の高齢者のほかに同様の身体機能の制約を受けるものとして聴覚障害を理由に免許に条件が付されている者、肢体不自由を理由に免許に条件が付されている者、そして、妊娠中又は出産後8週間以内の者が該当するというものでございます。

それから、高齢運転者等専用駐車区間制度の実効性を確保するために、その区間に駐車している普通自動車が高齢運転者等が運転するものであることを外形上明らかにして、それ以外の駐車車両を排除することを可能とするために、この制度の適用を受けようとする自動車については、あらかじめ公安委員会に届出をしてもらい、またそのナンバーが記載された標章の交付を受けていただいた上で、駐車をしている間にはその自動車の前面の見やすい位置に、交付を受けた標章を掲示するという義務を併せて課すことといたしました。これも規制の内容の1つになります。

次に、「評価の観点」になりますが、制度そのものの必要性につきまして、高齢運転者等標章の有効枚数、それから高齢運転者等専用駐車区間の設置箇所数、これの推移を見て、それからこの制度の実効性を確保する方策としての標章の制度につきましては、専用駐車区間の駐車違反取締件数の推移をもって評価することといたしました。

「効果の把握の手法及びその結果」であります。2枚めくっていただきまして、グラフがありますが(2)アからですが、まず高齢運転者等標章の有効枚数につきましては、制度開始当初の平成22年度末現在で40,719枚であったところが、平成27年度末現在で60,281枚ということで逐年増加している傾向にございます。続いて高齢運転者等専用駐車区間の設置箇所数につきましては、平成22年度末現在で470箇所であったところが、平成27年度末現在で481箇所ということでございますので、ほぼ横ばいというように言えようかと思えます。そして、高齢運転者等専用駐車区間の駐車違反取締件数につきましては、平成22年は施行された4月19日以後の件数でございまして、少し少なくなっておりますが、平成23年中は5,039件、それが平成27年中は5,858件ということで、この間の推移を見ますと5,000件前後で上下をしているという状況であろうかと存じます。

最後に「評価の結果」であります。今御覧いただきましたとおり、設置箇所数については、ほぼ横ばい状態ではありますが、標章の有効枚数は増加しているということから、高齢運転者等に生じる標章交付の申請に係る負担よりも標章交付を受けてこ

の制度を利用する必要性が高いというように考えられ、必要性が認められると考えております。また、この制度を実効あるものとするために導入した標章の制度については、自動車の前面の見やすい位置に掲示するという事で外形的識別を可能として、本来駐車すべきでない車両があった場合に警察官が取締りを行うことができているというように考えられますので、標章掲示の必要性、効率性、有効性が認められるというように考えております。

以上でございます。

(前田座長)

ありがとうございます。両方とも事業評価書についてのものでありますので、一連のものを御説明していただいたので、何か御質問等はいかがでしょうか。

(田辺委員)

結構、細かくなって申し訳ないですが、事業評価書で特に指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務・事業の評価をわざわざこのようにやらせるということは、最終的にはこの指定等法人でやる必要があるのということが問いかけていて、それに対してやっぱりこれは必要ですよというところをディフェンドするためにある種やらざるを得なくなっているのだらうと思いますけれども、そこでここに関しては2つどうなのかなというところがございまして、1つはダンスですけれども、ダンスは風営法の中でしばらくやめちゃいましたので、この後いるんですかというところに対して何も書いてなくて、今までやってきたのは良かったですね、ちゃんと効いていますねということなんですが、逆になくなった後、どういう方向でっていうことに関して何も言わなくて大丈夫ですかというのが1点目でございます。

2点目は、また風俗で申し訳ないのですが、全国風俗環境浄化協会についてというところで、やっているところの中身は研修等と啓発だと思うのですが、3の効果の把握のところでは研修の実施状況のところでは毎年開催していますということしか書いてなくてですね、例えば、何回くらい開催して、受講者がどれくらいいたのかくらいの情報というのは、他のところは出ていますから、ちょっとこれやらないと全国会議で15名くらいしか来ていないとか限られても、仕方ない情報しか出ていませんので、もうちょっと情報を出した方がよろしくありませんかというのが、こちらの指定等法人に関するところでございます。

それから、もう1つの道路交通法の改正の方は、新設の規制のアナライズだと思いますので、評価のところでは必要になってくる評価視点というのが若干違うと思っております。要するに規制を入れるとき、入れた後の評価ではあるのですが、まず、これを入れてですね、簡単に言うと駐車場のところでこの区間の制度を新設した人たちに負担がある意味かかっていると思うんです。例えば、その区域のところをおそらくできるだけ施設に近いところに身体の悪い方々が止められるように、必要なようにその区域を取るわけですから、その分お金とか使えなくなるないしは他のところが混んで、駐車場をもっと広げてくれよという形で投資せざるを得なくなったかもしれない



し、あと警備員というかそこでチェックする方々がいたりして増えてその分だけスーパー等でお金がかかっているかもしれないわけであります。その負担に関わる情報というのが何も書いてないというのは、国が決めたのだから負担があってもやってくださいねということになる。規制評価は、費用と効果とのバランスがあるのかを見るのがメインですから、ここに関する情報というのができれば何か取ってほしかったなという気がしているということでございます。

他方、設置箇所数や有効枚数についてはこういう数字を把握していただいてありがたいという感じがするのですが、最終的な効果としては近くにそういう高齢者の方々が止められるようになって、高齢者の方たちは良かったというように思っているのでしょうかというところがありまして、だいぶ良くなったと思っているのか、それとも、こんななくても大して変わらないんじゃないと思っているかくらいは触れていただくと民間の側の負担させられたものとかっちの実現できた効果みたいなものが見えて、これは完全に良かったねということが言えると思いますので、もうちょっと工夫のしようがあったのではないのかなというのが3点目の感想です。

(前田座長)

では、生安の方から。

(鈴木政策評価審議官兼生活安全局担当審議官)

ダンスの関係でありますけれども、御指摘のように27年の風営法改正でダンスの関係が風営法から外れましたので、制度自体がなくなっております。それで7ページの一番下のなお書きのところで記載したところではありますが、表現が分かりにくかったということでしょうか。

(田辺委員)

要するにもう指定をやめるということですよ。分かりました。ありがとうございました。

(鈴木政策評価審議官兼生活安全局担当審議官)

それから2点目の風俗環境浄化協会の関係でありますけれども、これは全国の担当者を集めての研修会ということで年1回だと思いますけれども、ここも毎年やるということですが何回やるか分からないところでもありますので、実際には年1回やっているものということですので、その辺の書き方を確認いたします。

(前田座長)

この評価書は、最終的にはどこで結論を出すということになるのでしょうか。この研究会の意見を踏まえて、最終的にはどのように。

(杉本警察行政運営企画室長)

研究会で御意見をいただいて、その結果を踏まえて、最終的には国家公安委員会で結論を出すという形になります。

(前田座長)

ですから、今の回数等の御指摘については、公安委員会に上げる前提として補正できるのであれば、もう少し説得的なものにしていいただければよいのではないかということでございます。

あとは、交通関係の方をお願いします。

(太刀川交通規制課長)

御指摘ありがとうございます。まず、費用の観点なんですけれども、このスペースを設置をする駐車専用区間を設置することによる費用というのは、実はこれは路側に設置するものでございますので、特段それに要する費用というのはなくて、標示と標識、これは数万円から10万円程度で収まるものであります。この制度については、法案提出に先立ちまして事前評価というものが行われておりまして、そのときに行政費用というのが論じられております。その際には、警察官の取締りに係る負担、それから広報啓発活動、これが費用の点であるというように、そういう報告になっておりますけれども、これは通常予算、毎年の執行に係る予算の範囲内に収まるものでございますので、特段の追加的な費用というものはかかっていないというのが実際のところでございます。

それから、高齢運転者の制度の適用を受けた方々による評価ということなんですが、実は個別にはその評価について声を聞くというようなことはこれまでしておりませんので、ですので総合的に必要なかどうかということを実際に標章が配られて、これが必要がなければ返納するという決まりにもなっていますので、毎年追加的に有効枚数が増えていくという状況を見て、一応これが必要とされているのだろうというように考えたところでございます。

(前田座長)

よろしいでしょうか。ほかに御質問等はいかがでしょうか。

櫻井先生も何かあれば、出していただいて。

(櫻井委員)

特にありません。

(前田座長)

非常に細かいことで、先ほど室長の方から御説明のあった警備業の検定のやつですが、あれは団体は1つではないですけど、一般社団法人の警備員特別講習事業センターが大半であり、その他の団体が約1割程度のことでございますから、審査の対象にはしないよということで大丈夫ということでしょうか。

(鈴木政策評価審議官兼生活安全局担当審議官)

そちらは問題ないかと思えます。

(前田座長)

全体としては9割については効果が分かったわけであるから、これでよいということですね。

(鈴木政策評価審議官兼生活安全局担当審議官)

あとの方にも書いてございますが、全体としては3団体ございまして、そのうちの1団体がここで全体の9割を占めているので今回このように評価させていただいたということでございます。

(前田座長)

それで問題ないのでしょうか。

ほかに何かありますでしょうか。

それでは、議題の1と2に併せて3と4をこの御提案のような形で、警察庁として公安委員会に仰ぐということで、この会としては、先ほど申し上げた点を修正いただくということで進めていただきたいと思います。

それでは、最後に室長の方から御報告をいただくことがあるのでよろしく願いいたします。

(杉本警察行政運営企画室長)

それでは、平成28年中に実施した事前評価について簡単に御報告いたします。

昨年の8月に、平成29年度税制改正要望に伴う事前評価として実施した政策評価でございます。資料6のとおり、教習用貨物自動車を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除に係る政策評価を実施しております。こちらについては、既に実施済みというものでございましたので、御報告ということにさせていただきます。

以上でございます。

(前田座長)

何か今の御説明について、御質問などございますでしょうか。

それ以外の全体についても補足的に説明したいこととか御質問があれば、出していただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

それでは、御説明も御質問もございませんようですので、これで司会の方は室長の方に戻したいと思います。

(杉本警察行政運営企画室長)

ありがとうございます。これで本日の一連の議事日程については終了でございます。

本日は、お忙しい中、御参加いただきまして大変ありがとうございました。

事務的な御連絡でございます。お手元の資料については、いつもどおり卓上に残して

いただければ、後日、当方から送付をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それから次回の日程でございますが、「平成28年度実績評価書（案）」を中心に御意見をいただく予定でございます。

日程につきましては、これも例年どおりでございますけれども、本年6月頃を目標としまして、別途調整をさせていただければと思います。

それでは、これにて研究会を終了させていただきたいと思います。

本日は、本当にありがとうございました。